

平成23年1月より
対象拡充決定！

住宅エコポイント

<資料1>
赤字…拡充内容

平成22年12月版

エコ住宅の新築またはエコリフォームで
ポイントが発行されます。



ポイントの発行対象

エコ住宅の新築とエコリフォームでは、対象となる期間が異なりますので、ご注意ください。

1 エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成23年12月31日に
建築着工^{※1}したものの^{※3}

※1 建築着工とは、根切り工事又は基礎杭打ち工事の
着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②に該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業
建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす
木造住宅

ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するた
めの登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要
です。

これに併せて、太陽熱利用システムの設置^{※4}を行う
場合は、その分のポイントが加算されます。

2 エコリフォーム

平成22年1月1日～平成23年12月31日に
工事着手^{※2}したものの^{※3}

※2 工事着手とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事
全体の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

これらに併せて、バリアフリー改修(手すりの設置、
段差解消、廊下幅等の拡張)、住宅設備(太陽熱利
用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽)^{※4}
を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

※3 平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限ります。

※4 エコ住宅の新築では建築着工が、エコリフォームでは工事着手が、平成23年1月1日より前の場合は住宅設備の申請は
できません。

発行されるポイント数

- 1 エコ住宅の新築 : 1戸あたり300,000ポイント(太陽熱利用システムを設置した場合は、320,000ポイント)
- 2 エコリフォーム (1戸あたり300,000ポイントを限度とします)

窓の 断熱 改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上) 18,000ポイント	中(1.6㎡以上2.8㎡未満) 12,000ポイント	小(0.2㎡以上1.6㎡未満) 7,000ポイント
	ガラス交換	大(1.4㎡以上) 7,000ポイント	中(0.8㎡以上1.4㎡未満) 4,000ポイント	小(0.1㎡以上0.8㎡未満) 2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	100,000ポイント	屋根・天井	30,000ポイント
	床			50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度とします)	手すりの設置	5,000ポイント	段差解消	5,000ポイント
				廊下幅等の拡張 25,000ポイント
住宅設備の設置	太陽熱利用システム	20,000ポイント	節水型トイレ	20,000ポイント
				高断熱浴槽 20,000ポイント

ポイントの交換対象

- 省エネ・環境配慮製品等
- 地域産品
- 商品券・プリペイドカード
- 環境寄附
- エコリフォーム又はエコ住宅の新築を行う工事施工者が追加的に実施する工事(即時交換) など

ポイントの申請方法

住宅エコポイント発行・交換申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、次の①又は②の方法で申請します。申請者は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)です。

①窓口申請

全国約4,000箇所の申請窓口※に申請書類を持参して手続きを行うことができます。

②郵送申請

住宅エコポイント事務局※に申請書類を郵送することで手続きを行うことができます。

※全国の申請窓口の連絡先及び郵送宛先等は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

ポイントの申請期限等

- 【ポイントの申請期限】 エコ住宅の新築 : 平成24年 6月30日まで (一戸建ての住宅)
平成24年12月31日※まで (共同住宅等)
※ただし、階数が11以上の場合、平成25年12月31日まで
- エコリフォーム : 平成24年 3月31日まで
- 【ポイントの交換期限】 平成26年3月31日まで(エコ住宅の新築、エコリフォーム問わず)

注)申請期限の前に予算額に達した場合は、ポイントの発行を終了することとなります。

住宅エコポイントQ&A

Q	ポイント発行の対象となる住宅の所有形態や建て方形式の制限はありますか？
A	持ち家、賃貸住宅、一戸建ての住宅、共同住宅等の区分に関係なく、エコ住宅の新築又はエコリフォームの実施によりポイントの発行対象となります。
Q	エコ住宅の新築で、ポイント発行を申請する時に必要となる第三者の評価とはなんですか？
A	その住宅がポイント発行の対象であること(表面の「ポイントの発行対象」参照)を証明するための第三者の評価には、登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書」のほか、住宅性能表示制度など既存の制度を活用することもできます。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。なお、証明には所定の手数料がかかりますので評価機関等にお問い合わせください。
Q	税制特例や融資の優遇と併せて、ポイントの申請をすることはできますか？
A	それぞれ対象となる条件を満たしていれば、ポイントが発行される住宅も、税制特例や融資の優遇を受けることができます。
Q	他に国からの補助を受けている住宅もポイントの申請をすることはできますか？
A	重複しての申請をすることはできません。ただし、高効率給湯器や太陽光発電設備等に対する補助のようにポイント発生の対象となっていないものへの補助は重複しての申請ができるものもあります。

住宅エコポイントについての相談窓口

住宅エコポイント事務局 0570-064-717 ナビダイヤル(有料)

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日含む)

※IP電話等からのお問い合わせ先(有料) 申請前の方:03-5911-7803 申請後の方:03-5911-7804

お電話される際は、番号のかけ間違えがないよう十分ご注意ください。

申請方法、申請書式、全国の申請窓口、交換商品の検索等
詳しくは、住宅エコポイント事務局ホームページをご覧ください。

<http://jutaku.eco-points.jp>

